

固定資産税の縦覧・閲覧

問課税課資産税係（市役所2階4番窓口） ☎ 32-2016

令和5年度の固定資産税に係る価格などを記載した「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧・閲覧することができます。

とき 4月3日(月)～5月1日(月)の平日午前8時30分～午後5時15分(課税課のみ金曜日午後7時まで)

ところ 課税課、各支所・出張所（支所・出張所は、管内の資産のみ）

縦覧できる人 納税者本人（共有資産の場合は共有者全員）、納税管理人、納税者の代理人、納税者が死亡している場合は法定相続人

持ってくるもの 縦覧に来た人の身分証明書（運転免許証など）

※代理人は納税者の同意を得たことを明記した委任状、法定相続人は納税者との続柄が分かる戸籍謄本

*縦覧とは

自分の土地・家屋と市内の他の評価額を比較し、公平・適正な評価額であるかを確認する制度

合併処理浄化槽、下水道の各種手続き

問下水道課（市役所6階） ☎ 32-2100

合併処理浄化槽設置補助金

家庭用の小型合併処理浄化槽を設置する人に交付します。

受付期間 4月3日(月)～5月1日(月)

対象地域 全市域（公共下水道事業や農業集落排水事業に指定された区域は除く）

※予算額に達するまで期間延長

※上乗せ補助あり（①合併処理浄化槽の新設＝単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去、②既存住宅で合併処理浄化槽に転換＝条件を満たした配管工事部分のみ）

補助金額	令和5年度	
	全域 (久米地域を除く)	久米地域
5人槽	390,000円	332,000円
7人槽	474,000円	414,000円
10人槽	660,000円	548,000円

合併処理浄化槽改造資金融資あっせん制度

対象工事 くみ取り便所や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に改造する工事

対象住宅 公共下水道事業や農業集落排水事業に指定された区域外の住宅（新築は除く）

主な要件

- ①合併処理浄化槽設置整備事業で補助決定を受けている
- ②市税などの滞納がない
- ③資金を一度に負担することが困難である
- ④融資を受けた資金の返済能力がある
- ⑤同居者を除く連帯保証人がいる
- ⑥建物の所有者、または改造工事について同意を得た使用者である

融資限度額 80万円

利率 年1.65%（予定。3%までは市が負担するため実質無利子）

返済期限 40カ月以内

私道への公共下水道敷設

受付期間 4月3日(月)～10月27日(金)

公共汚水ますの設置

受付期間 4月3日(月)～12月8日(金)

排水設備確認

次の場合、申請書の提出が必要です。

- 公共下水道に接続する
- 接続している建物を取り壊す
- 排水設備を改造・撤去する

受付期間 通年

水洗便所改造資金融資あっせん

宅内排水設備を水洗便所に改造する資金を低利で借り入れることができます。

受付期間 通年

条件 下水道供用開始から3年以内

利率 年1.65%（予定）

見直されます 個人情報保護制度

問総務課 ☎ 32-2041

個人情報保護法が改正され「個人情報保護」と「データ流通」の両立のための全国的な共通ルールが設定されました。4月から、すべての地方公共団体に適用されます。市では現行の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法を施行するために必要な条例を制定しています。

改正前

対象	民間事業者	国の行政機関	独立行政法人など	地方公共団体
法令	個人情報保護法	行政機関 個人情報保護法	独立行政法人等 個人情報保護法	個人情報保護条例

改正後

対象	民間事業者	国の行政機関	独立行政法人など	地方公共団体
法令	個人情報保護法			

募集します 津山市健康づくり推進審議会委員

問 708-8501 津山市山北520健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）

☎ 32-2069 ✉ kenkou@city.tsuyama.lg.jp

任期 委嘱日～令和7年3月31日

内容 健康づくり推進のための意見、提言

応募資格 18～70歳の市内在住者（令和5年4月1日時点）で、他の審議会委員でない

募集人数 2人

報酬 日額7,100円（会議は年数回程度）

応募方法 任意の様式に①住所②氏名（ふりがな）③生年月日④性別⑤電話番号⑥職業または勤務先（学生の場合は学校名）を記載し「からだところの健康づくりを推進するために」をテーマにした作文（800文字程度）を添えて、郵送、Eメール、または窓口で直接提出する（応募書類は返却しない）

募集期間 3月27日(月)～4月26日(水)午後5時15分必着

選考方法 書類審査

選考結果 応募者全員に通知

参加者募集 援林塾

問森林課（市役所4階） ☎ 32-2078

林業に従事したい受講生を募集します。受講料は無料で、機材などは貸し出します。1人からでも受講できます。

作業できる服装で参加してください。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

主な体験メニュー（体験期間）

●下刈り作業（7～8月）、枝打ち作業（11月～2月）

●植林作業（3～4月、11～12月）

●高性能林業機械操作（通年）、チェーンソー伐採（通年）

